

令和6年度 鹿児島県立博物館「博物館実習」募集要項

- 1 趣 旨 この要項は、博物館法施行規則第1条の規定に基づき、鹿児島県立博物館において実施する博物館実習に関して必要な事項を定めるものとする。
- 2 実施期間 原則として8月29日（木）～9月6日（金）（実日数8日間）で実施する。ただし、期間中の9月3日（火）は実習を行わない日とする。
- 3 定 員 （令和6年度については）最大10名とする。
- 4 内 容 実務に関する講義，学芸業務（資料収集・保管，展示活動，教育普及等）
※ 自然史博物館の特性上，学芸業務（資料整理・保管）では，生物を取り扱うことがある。
- 5 受入の条件
 - (1) 自然科学（生物・地学・環境等）に興味・関心を持ち，学芸業務について学ぶ意欲のある者。
 - (2) 大学（大学院を含む）において，博物館法施行規則第1条の規定に基づく科目の単位を履修済みまたは履修中（当該年度内履修予定も含む）の者。
 - (3) 本館が定める全期間において，実習可能な者。
 - (4) 実習申し込みまでに，本館における博物館実習中に生じた偶発的な不慮の事故に対する最低限の補償をおこなう保険（大学で加入する災害傷害保険など）への加入を済ませている者。
 - (5) 希望者が多数の場合は，鹿児島県出身または鹿児島県内の大学に在籍する者，本館の専門性と一致する者，単位を履修済みの者，上位学年の者を優先する。
- 6 申請の手続き
「令和6年度 鹿児島県立博物館『博物館実習』募集要項」に照らして受講を希望する場合は，大学の学長または学部長をとおして，文書で受講を申請すること。

【受講申請に係る必要書類（計3種）】 ※申請締め切りは 令和6年4月19日（金）（当日必着）

- (1) 「受講申請書（大学の依頼文書）」(大学の書式)
受講者の学部・学科等，学年，氏名，大学の博物館実習担当者氏名，大学の連絡先（住所，電話番号）が記載されたもので，学長または学部長等を発信者とする鹿児島県立博物館長宛の依頼文書
- (2) 博物館実習生に関する調書（当館所定の様式）
顔写真（縦4cm，横3cm）貼付
- (3) 「博物館実習受入回答書」等郵送用の封筒（84円切手貼付）

7 申請者への実習受入可否の通知について

実習受入の可否については、当館から、「博物館実習申請回答書」、または「博物館実習受入承諾書」をもって大学担当者宛に5月末までに文書で通知する。なお、受入条件を満たさない場合や希望者多数の場合は、受入できない場合がある。

8 その他

- (1) 実習中の事故等については基本的に実習生の責任とする。
- (2) 実習中の博物館資料ならびに施設の破損については基本的に実習生及び大学の責任とする。
- (3) 実習費用等については徴収しない。

9 問合せ及び申請書等の送付先

〒892-0853 鹿児島市城山町1番1号
鹿児島県立博物館 博物館実習担当
電話 099-223-6050 FAX 099-223-6080
E-mail : kahaku1@pref.kagoshima.lg.jp